

南房総市立富浦中学校「いじめ防止基本方針」



□はじめに

学校教育において、今「いじめ問題」が生徒指導上の重要課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの書き込みや動画投稿、ラインによる誹謗中傷など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。また、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校における「いじめ防止基本方針」の策定が求められている。

このため、本校においてもいじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方などを具体的に示すとともに、いじめ未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

初任者や転入職員、学級担任をはじめ教職員全員がまずは熟読するとともに、学校において校内研修を実施するなど積極的な活用を図っていく。そして、学校教育目標である「志を立てて、文武両道に励み、豊かな心を持った生徒の育成」の実現を目指し、日々の生徒指導にあたる。これらのことにより、すべての生徒が心身ともに健やかな学校生活を過ごせる環境を築くことができ、平和で安全な学校を築いていけるものとする。

□もくじ

【第1章 いじめ防止に向けて】

I いじめ問題に関する基本的な考え方

- 1 いじめとは
- 2 いじめの基本認識

II 未然防止

- 1 生徒や学級の様子を知るためには
- 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには
- 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには
- 4 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開するには
- 5 保護者や地域の方への働きかけ
- 6 年間指導計画

III 早期発見

- 1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには
- 2 いじめ発見のきっかけ
- 3 いじめの態様
- 4 いじめが見えにくいのは
- 5 早期発見の手だて
- 6 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

IV 早期対応

- 1 いじめ対応の基本的な流れ
- 2 いじめ発見時の緊急対応
- 3 いじめが起きた場合の対応
- 4 迅速に対応するためには

V ネット上のいじめの対応

- 1 ネット上のいじめとは
- 2 未然防止のためには
- 3 早期発見・早期対応のためには

【第2章 組織対応マニュアル】

I いじめ問題に取り組む体制の整備

II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取り組み）

III 教育委員会・警察・地域などの関係機関との連携

IV 教職員研修の充実

【第1章 いじめ防止に向けて】

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくくなっている。いじめはどの生徒、どの学校においても起こり得るものであること、また誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分認識しなくてはならない。

いじめ問題に取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていくことが必要である。いじめが生じた場合には、いじめられている生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図る。心の傷の回復に向けた本人への働きかけを行うと同時に、学校全体として社会性を育む取り組みにつなげていくことも大切である。

◇1 いじめとは

教職員はいじめの定義を理解しなくてはならない。いじめの定義は以下である。

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

◇2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識してなくてはならない。その上で日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめは様々な特質があるが、以下の①から⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は誤っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行・恐喝・強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性などを把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

◇1 生徒や学級の様子を知るためには

①教職員の気づきが基本

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、生徒と場を共にすることが必要である。その中で、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

②実態把握の方法

生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係を捉える調査、生徒のストレスに対して心理尺度などを用いた調査など実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

◇2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、生徒たちが自分自身を価値ある存在（自己肯定感）と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取り組みが大切である。

生徒たちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒たちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒たちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。また、教職員間の和を示し、日々の教育活動にあたることも未然防止のための大切な要素となる。

①生徒たちのまなざしと信頼

生徒たちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

②心の通い合う教職員の協力協同体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導などについて、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③自尊感情を高める、学級活動、学年・学校行事

学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒たちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけ、学習計画ノートへの温かいコメントが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒たちは大きく変化するものである。

◇3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが大切である。また、生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の未熟さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

生徒たちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」などに触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめ抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料などの内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。「13歳からの道徳教科書」の積極的な活用も必要である。

◇4 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する

生徒たちにとって、学校生活の中心は授業である。生徒一人一人に楽しくわかる授業を実感させることは、教職員に課せられた重要な責務である。日々の教科指導において、生徒指導の機能を発揮させることは、生徒一人一人が生き生きと学習に取り組

み、学校や学級・学活の中での居場所をつくることになる。このことは、生徒一人一人に自己存在感や自己有用感を味わわせるとともに、自尊感情を育て、豊かな人間性を育成することにつながる。

① 授業の場で生徒に居場所をつくる

教職員は、生徒一人一人を深く理解し、授業での活躍の場をつくる必要がある。そしてすべての生徒が楽しくわかる授業を展開することが求められる。

② 共に学び合うことの意義と大切さを実感させる

生徒一人一人が大切にされる授業を展開し、互いの良さや可能性が発揮できるようにすることは、生徒たちに協同で学ぶことの意義を知らせ、学級やグループで協力して学ぶことの大切さを実感させる。みんなで学ぶ場を設けることにより、自分と違った見方や考え方などを認めたり、学習に遅れがちな友達やつまづいている友達を支えたりすることは、生徒一人一人が互いの違いを認め合い、互いに支え合い、学びあう人間関係を醸成することにつながる。思いやりの心や態度を形成することができる。

◇5 保護者や地域の方への働きかけ

PTA 保護者会などにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、家庭教育学級の開催や学校・学年・学級だよりなどによる広報活動を積極的に行うことも大切である。

① PTA 保護者会

年度当初・学期末 PTA 保護者会にて、いじめの実態や指導方針などを説明し、理解を得る。また意見をもらい反映する。

② 授業参観

保護者の方に道徳や特別活動の時間を公開する。

③ 家庭教育学級

インターネット・携帯電話の使い方などいじめにつながる内容に関する講演会を開催する。

④ 学校だより・学年通信・学級通信

いじめの取り組みについて、保護者に協力を求め、意見をもらう。

◇6 年間指導計画

	1年	2年	3年
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・家庭環境調査票 ・通学路確認 ・生徒面談 ・いじめアンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・家庭環境調査票 ・通学路確認 ・生徒面談 ・いじめアンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・家庭環境調査票 ・通学路確認 ・生徒面談 ・いじめアンケート①
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外宿泊学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行

	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・PTA 総会 ・部活動保護者会 ・ネット犯罪講演会 ・教育相談① 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・PTA 総会 ・部活動保護者会 ・ネット犯罪講演会 ・教育相談① 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・PTA 総会 ・部活動保護者会 ・ネット犯罪講演会 ・教育相談①
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業（全校統一題材） ・命を大切にするキャンペーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業（全校統一題材） ・命を大切にするキャンペーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業（全校統一題材） ・命を大切にするキャンペーン
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動① ・授業参観 ・学年 PTA ・人権作文・学校評価（職員） ・いじめアンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動① ・授業参観 ・学年 PTA ・人権作文・学校評価（職員） ・いじめアンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動① ・授業参観 ・学年 PTA ・人権作文・学校評価（職員） ・いじめアンケート②
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者教育相談 ・リーダー研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者教育相談 ・リーダー研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者教育相談 ・リーダー研修会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭 ・親子調理教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭 ・幼稚園交流
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・カルチャー講座 ・職場体験学習 ・ボランティア活動② 	<ul style="list-style-type: none"> ・カルチャー講座 ・職場体験学習 ・ボランティア活動② 	<ul style="list-style-type: none"> ・カルチャー講座 ・ボランティア活動②
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 ・教育相談② ・学校評価（職員・保護者） ・学年 PTA ・いじめアンケート③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 ・教育相談② ・学校評価（職員・保護者） ・学年 PTA ・いじめアンケート③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 ・教育相談② ・学校評価（職員・保護者） ・学年 PTA ・いじめアンケート③
1月			<ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校入試
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談③ ・公立高等学校入試
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・予餞会・学校評価（職員） ・いじめアンケート④ 	<ul style="list-style-type: none"> ・予餞会・学校評価（職員） ・いじめアンケート④ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価（職員） ・いじめアンケート④

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

◇1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

①生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受け止め、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢が大切である。

②生徒たちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒たちに気づき、生徒たちの些細な言動から、表情裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

◇2 いじめ発見のきっかけ

平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から、主ないじめ発見のきっかけは以下のような状況である。

- (1) 学級担任が発見 (12%)
- (2) 学級担任以外の教職員 (5.7%)
- (3) アンケート調査など学校の取り組み (43.1%)
- (4) 本人 (21%)
- (5) 本人の保護者 (11.5%)
- (6) 本人以外の生徒 (4.1%)

このような状況から、いじめアンケート調査の実施はかなり有効的である。また、本人や保護者からの訴えも高い数値を示していることから、日頃から生徒・保護者との良好な人間関係を築くことが大切である。

◇3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

<分類>	<抵触する可能性のある刑罰法規>
(1) 悪口・からかい・脅し文句・陰口	脅迫・名誉毀損・侮辱
(2) 無視・仲間はずれ	抵触しないが毅然対応
(3) 軽くぶつかられる・遊びのふりして叩かれたり蹴られたりする	暴行
(4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする	暴行・傷害
(5) 金品をたかられる	恐喝
(6) 金品を隠されたり、盗まれたり、	

- 壊されたり、捨てられたりする 窃盗・器物破損
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、
危険なことをされたり、させられたりする . . . 強要・強制わいせつ
- (8) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や
嫌なことをされる 名誉毀損・侮辱

◇4 いじめが見えにくいのは

①いじめは大人の見えにくいところで行われている。

いじめは大人の見えにくい時間や場所を選んで行われている。無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。

②いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、親に心配をかけたくない、訴えたらその仕返しが怖いなどといった心理が働いている。

③ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

◇5 早期発見のための手立て

①日々の観察

登校時や休み時間、放課後の雑談の機会に生徒たちの様子に目を配る。「生徒がいるところには教職員がいる」ことを目指し、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。観察の視点としては、生徒たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期であることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたかなどを小学校から情報を収集し、現在学級にはどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

②学習計画ノートを活用

日々の学習計画ノートに共感的なコメントを記すなどして、生徒との良好な人間関係を育む。その積み重ねから、何でも記入し、相談できる体制を作り上げる。

③いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ア スクールカウンセラーの活用
- イ いじめ相談窓口の設置
- ウ 悩み相談 BOX の設置

④いじめ調査の実施

いじめ調査として、次の調査を定期的に行う。

- ア いじめアンケート調査 …… 年4回（4月・7月・12月・3月）
- イ 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 …… 年3回（5月・12月・2月）

◇6 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

生徒たちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信任を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

①本人からの訴えには

- ア 心身の安全を保障する …… 日頃から「よく言ってくれた、全力で守る」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考えねばならない。保健室や面談室の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保障する。
- イ 事実関係や気持ちを傾聴 …… 信じているという姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないよう注意する。

②周りの生徒からの訴えには

いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってきたね」と勇気ある行動を称え、情報の発信源は絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

③保護者からの訴えには

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との

信頼関係を築くことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こってない時にこそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところなど、学校の様子について連絡しておく必要がある。生徒の苦手なところやできない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

◇ 1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ



正確な実態把握

- ・「いじめ対策委員会」を招集する。
- ・いじめられた生徒を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。
- ・当事者双方、周りの生徒から聴き取り記録する。
- ・個々に聴き取りを行う
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。



指導体制・方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会・関係機関との連携を図る。



生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめられた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。



今後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・スクールカウンセラーなどの活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

保護者との連携

- ・直接会って、具体的な対策を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話す。

◇2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。合わせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

①いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間などに慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後などにおいても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職などの指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- | | | |
|--|-----|--------------|
| <input type="checkbox"/> 誰が誰をいじめているのか | ・・・ | 【加害者と被害者の確認】 |
| <input type="checkbox"/> いつ、どこで起こったのか | ・・・ | 【時間と場所の確認】 |
| <input type="checkbox"/> どんな内容のいじめか | | |
| どんな被害を受けたのか | ・・・ | 【内容】 |
| <input type="checkbox"/> いじめのきっかけは何か | ・・・ | 【背景と要因】 |
| <input type="checkbox"/> いつ頃から、どのくらい続いているか | ・・・ | 【期間】 |

生徒の個人情報
は、取り扱い
に十分注意す
ること

◇3 いじめが起きた場合の対応

①いじめられた生徒に対して

生徒に対して

- ・事実確認とともに、まずつらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問などで保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

《いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉》

- *お子さんにも悪いところがあるようです。
- *家庭での甘やかしが問題です。
- *クラスにはいじめはありません。
- *どこかに相談にいかれてはどうですか。

②いじめた生徒に対して

生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

《平素の連絡がないため、保護者から発せられる言葉》

- *いじめられる理由があるのだろう。
- *学校がきちんと指導していれば。
- *ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③周りの生徒たちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例などの資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

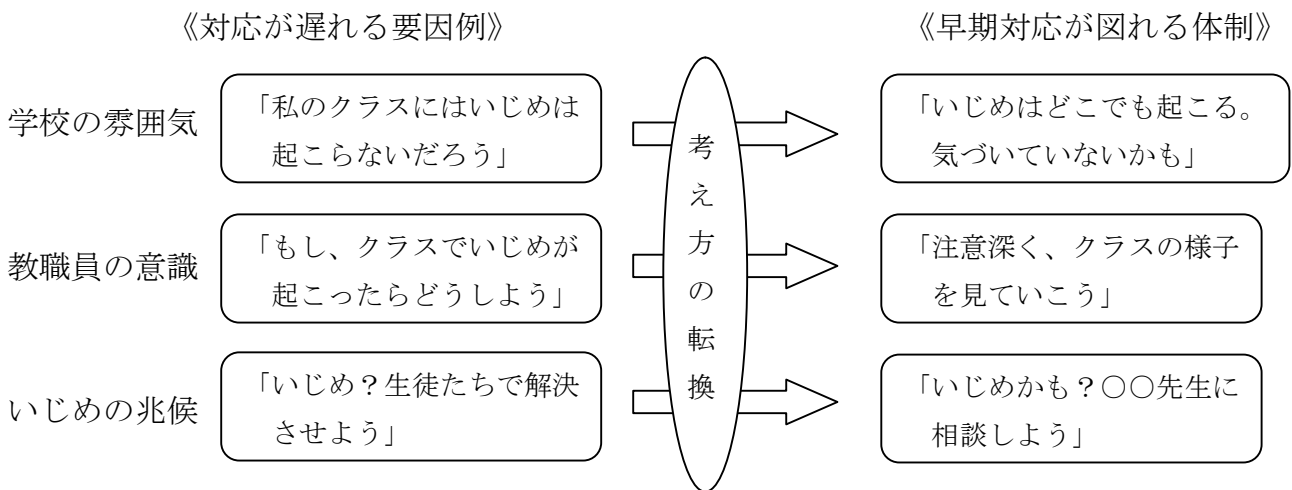
④継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。

- ・教育相談、学習計画ノートなどで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にスクールカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

◇4 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組むことが重要である。



V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォンなどに対する管理責任がある保護者と連携した取り組みを行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話などの使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除など、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察などの専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

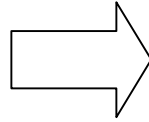
◇1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷などをインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったり、ラインを利用するなどの方法により、いじめを行うもの。

《トラブルの事例》

ネット上のいじめ

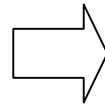
- 書き込みによるいじめ
- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ



匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

- SNS から生じたいじめ

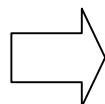
A 君が友達数人に限定したサイト（SNS）だからと安心して、B 君の悪口を書き込んだ。それを C 君がコピーして他の掲示板に書き込み、B 君が知った。その後、同掲示板に A 君への誹謗中傷が大量に書き込まれた。



掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

- 動画共有サイトでのいじめ

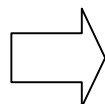
A 君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていた。その様子が携帯電話で撮影されていた。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿された。



一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

ライン上でのいじめ

A 君は、ライン上にいない B 君の悪口をラインにのせた。ラインに参加している C 君がそのことを B 君に伝え、B 君のライングループの中で A 君に対する誹謗中傷が大量に書き込まれ、集団で A 君に対してメールや電話で嫌がらせを行った。



ラインのグループに所属していない安心感から、悪口を書き込むが、ラインに複数グループ所属している者などから発覚する。そのことをきっかけに、集団によるいじめに発展する危険性がある。

◇2 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

保護者会などで伝えたいこと

《未然防止の観点から》

- 中学生において、携帯電話・スマートフォンの必要性について、中学生の利用実態を伝えるなどして理解を得ること。
- 生徒たちのパソコンや携帯電話・スマートフォンなどを管理するのは家庭であり、問題が発生した場合、買い与えた者の責任が発生すること。
- フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

《早期発見の観点から》

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

《インターネットの特殊性を踏まえて》

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

【生徒たちの心理】

- ・匿名で書き込みができるなら
- ・自分だとわからなければ
- ・誰にも気づかれず、見られていないから
- ・あの子がやっているなら
- ・動画共有サイトで目立ちたい

◇3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像などへの対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応など、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察などの専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて

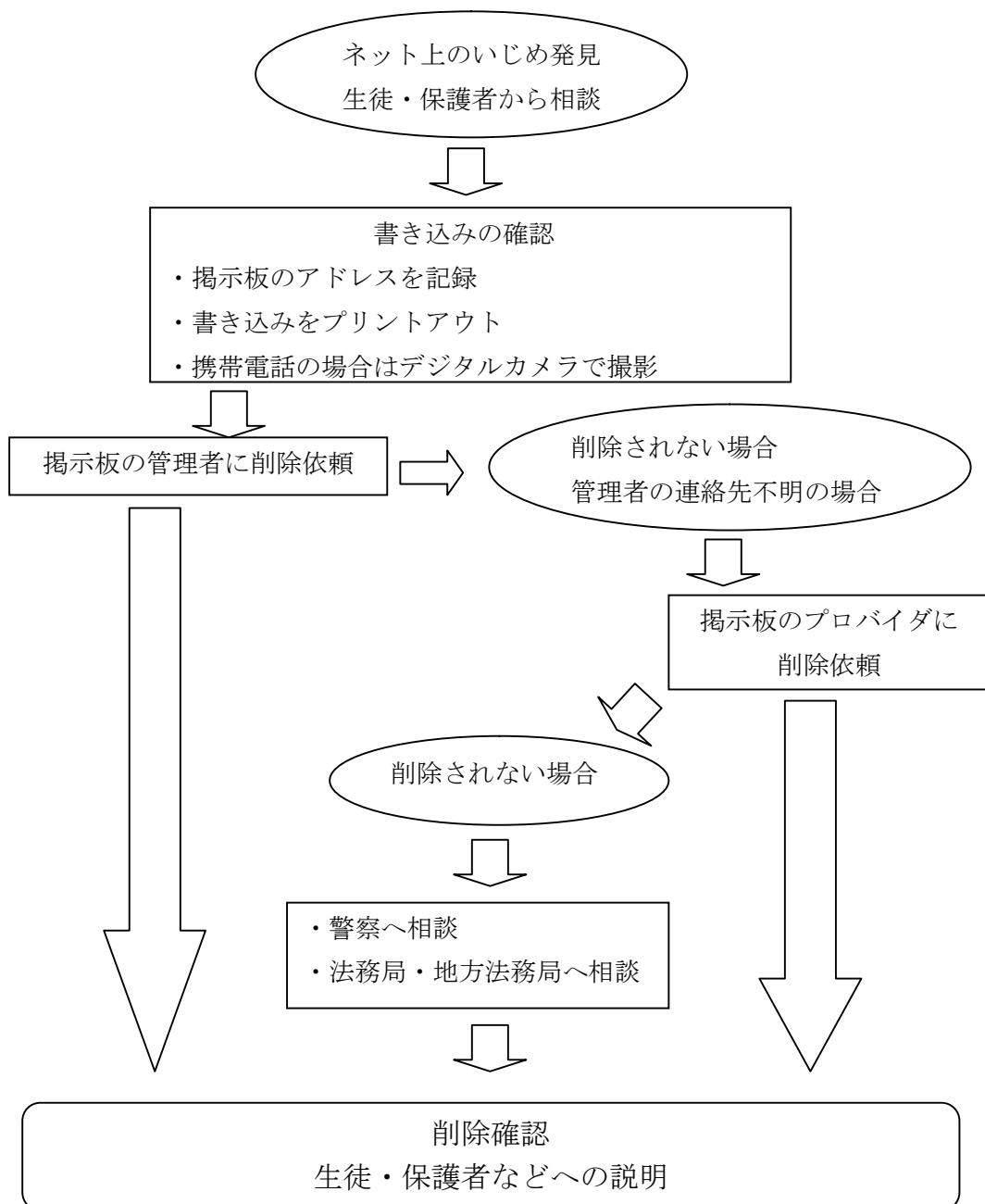
被害の拡大を防ぐために、専門機関などに相談し、書き込みなどの削除を迅速に行う必要がある。

*学校非公式サイトでの削除も同様

《指導のポイント》

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

【書き込みなどの削除の手順】



チェーンメールの対応

《指導のポイント》

- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者になること。

【チェーンメールの転送先】

- * (財) 日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

- * ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取り組みが必要である。
- * 情報機器の進歩により、新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。

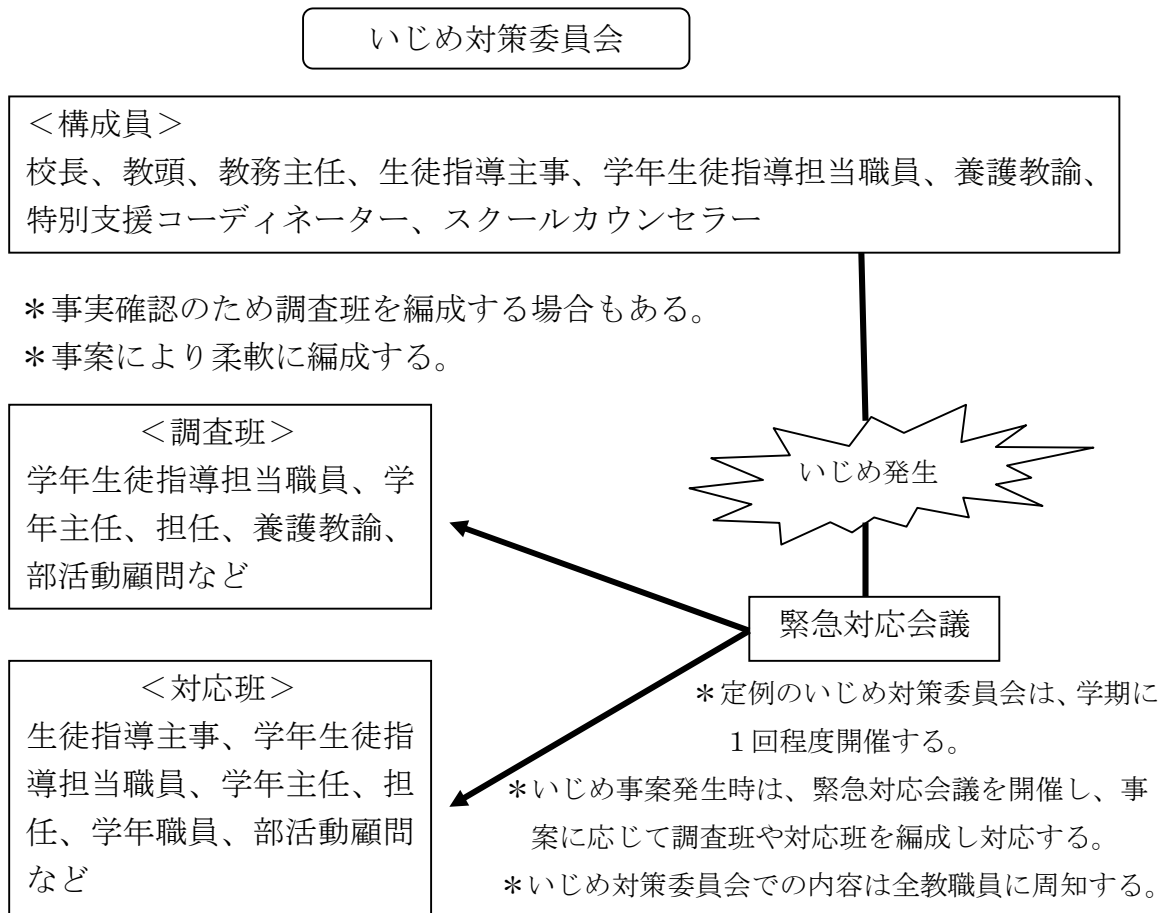
【第2章 組織対応】

I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められる。そこで、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開することが大切である。

◇1 いじめ対策委員会の設置について

いじめ対策委員会は、「校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当職員、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー」をメンバーとして設置する。いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

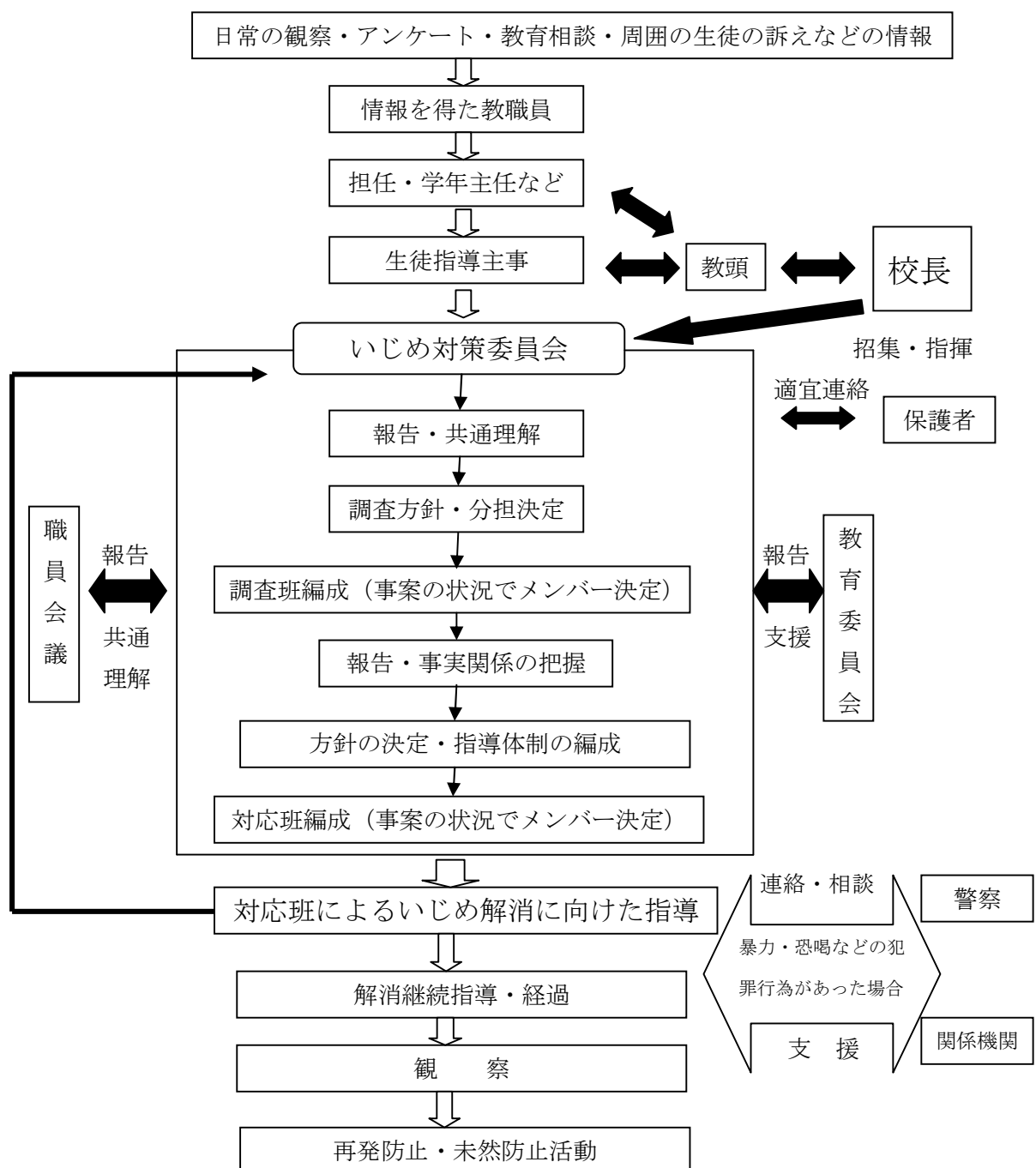


II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取り組み）

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対応会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



*いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

*いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまで、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに教育委員会、警察などの関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

Ⅲ 教育委員会、警察、地域などの関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域などの関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主事を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

◇1 教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言などの必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者などの関係機関や弁護士などの専門家を交えて対策を協議し、早期解決を目指すことが求められる。

◇2 出席停止措置について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については、いじめ対策委員会で出席停止などの懲戒処分を校長の判断で措置を検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

◇3 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要である。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

◇4 地域などその他関係機関などとの連携について

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足などの家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭支援センターや福祉事務所、民生委員などの協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

こども家庭支援センター

0歳から18歳未満の子どもの健やかな成長を願って、子どもと家庭の様々な問題について相談援助活動を展開している。（「オレンジ」南房総市谷向116-2）

IV 教職員の研修の充実

本冊子を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめ認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を講師とした研修、具体的な事例研究などを計画的に実施することが求められる。

カウンセリング・マインド研修

すべての教職員を対象としたカウンセラーなどによるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメントなど研修は多岐にわたる。